

芦総人第1341-1号
令和6年11月12日

芦屋市職員労働組合
執行委員長 五島 慶太様

芦屋市長 高島 嶺輔



給与等の改定について（回答）

2024年11月5日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり回答する。

記

- 1 一般職及び暫定再任用職員等の給料について
現行どおりとする。
- 2 会計年度任用職員の給料及び報酬について
別途提示する。
- 3 期末手当・勤勉手当について
別途回答する。
- 4 その他の要求について
上記1から3までを除くその他の要求については、別途口頭回答する。
- 5 給料表の改定について
 - (1) 行政職給料表については別紙のとおり、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に改定し、実施時期は令和6年4月1日とする。
 - (2) 教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）については別途提示することとし、改定及び実施時期は上記(1)と同様とする。

以上

別紙 行政職給料表新旧対照表

号 給	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			
	現行 給料月額	改定額 給料月額	引上額 間差	現行 給料月額	改定案 給料月額	引上額 間差										
1	162,100	183,500	1,100	21,400	208,000	230,000	1,500	22,000	240,900	261,300	1,000	20,400	271,600	287,300	1,600	15,700
2	163,200	184,600	1,200	21,400	209,700	231,500	1,500	21,800	242,400	262,300	1,000	19,900	273,200	288,900	1,500	15,700
3	164,400	185,800	1,100	21,400	211,400	233,000	1,500	21,600	243,800	263,300	1,000	19,500	274,700	290,400	1,500	15,700
4	165,500	186,900	1,100	21,400	212,900	234,500	1,500	21,600	245,200	264,300	1,000	19,100	276,300	291,900	1,500	15,600
5	166,600	188,000	1,700	21,400	214,400	236,000	1,500	21,600	246,400	265,300	1,000	18,900	277,800	293,400	1,500	15,600
6	167,700	189,700	1,600	22,000	216,200	237,500	1,500	21,300	248,000	266,300	1,000	18,300	279,500	294,900	1,400	15,400
7	168,800	191,300	1,600	22,500	217,900	239,000	1,500	21,100	249,500	267,300	1,000	17,800	281,300	296,300	1,300	15,000
8	169,900	192,900	1,600	23,000	219,600	240,500	1,500	20,900	250,900	268,300	1,000	17,400	283,100	297,600	1,200	14,500
9	170,900	194,500	1,700	23,600	221,100	242,000	1,400	20,900	252,000	269,300	1,000	17,300	284,800	298,800	1,500	14,000
10	172,300	196,200	1,600	23,900	222,600	243,400	1,400	20,800	253,400	270,300	1,000	16,900	286,700	300,300	1,500	13,600
11	173,600	197,800	1,600	24,200	224,100	244,800	1,400	20,700	254,900	271,300	1,000	16,400	288,500	301,800	1,400	13,300
12	174,900	199,400	1,600	24,500	225,600	246,200	1,200	20,600	256,200	272,300	1,000	16,100	290,300	303,200	1,400	12,900
13	176,100	201,000	1,700	24,900	226,800	247,400	1,200	20,600	257,500	273,300	1,000	15,800	292,100	304,600	1,100	12,500
14	177,600	202,700	1,700	25,100	228,200	248,600	1,200	20,400	258,700	274,300	1,000	15,600	293,700	305,700	1,000	12,000
15	179,100	204,400	1,700	25,300	229,600	249,800	1,200	20,200	259,900	275,300	1,100	15,400	295,100	306,700	1,200	11,600
16	180,700	206,100	1,300	25,400	231,000	251,000	1,100	20,000	261,100	276,400	1,000	15,300	296,500	307,900	1,200	11,400
17	181,800	207,400	1,600	25,600	232,400	252,100	1,100	19,700	262,300	277,400	1,300	15,100	298,000	309,100	1,600	11,100
18	183,200	209,000	1,600	25,800	234,000	253,200	1,100	19,200	263,600	278,700	1,300	15,100	300,000	310,700	1,600	10,700
19	184,600	210,600	1,500	26,000	235,500	254,300	1,100	18,800	264,900	280,000	1,200	15,100	302,000	312,300	1,600	10,300
20	186,000	212,100	1,500	26,100	236,900	255,400	1,000	18,500	266,200	281,200	1,300	15,000	303,800	313,900	1,500	10,100
21	187,300	213,600	1,600	26,300	238,100	256,400	1,000	18,300	267,600	282,500	1,300	14,900	305,500	315,400	1,600	9,900
22	189,600	215,200	1,600	25,600	239,700	257,400	1,000	17,700	269,100	283,800	1,200	14,700	307,400	317,000	1,600	9,600
23	191,800	216,800	1,600	25,000	241,200	258,400	1,000	17,200	270,700	285,000	1,200	14,300	309,300	318,600	1,600	9,300
24	194,000	218,400	1,600	24,400	242,600	259,400	1,000	16,800	272,200	286,200	1,100	14,000	311,100	320,200	1,500	9,100
25	196,200	220,000	1,700	23,800	243,600	260,400	900	16,800	273,800	287,300	1,200	13,500	312,800	321,700	1,700	8,900
26	197,900	221,700	1,300	23,800	245,100	261,300	900	16,200	275,500	288,500	1,300	13,000	314,800	323,400	1,600	8,600
27	199,400	223,000	1,300	23,600	246,400	262,200	900	15,800	277,100	289,800	1,300	12,700	316,800	325,000	1,600	8,200
28	200,900	224,300	1,300	23,400	247,600	263,100	800	15,500	278,700	291,100	1,300	12,400	318,700	326,600	1,400	7,900
29	202,400	225,600	1,100	23,200	248,700	263,900	800	15,200	280,300	292,400	1,000	12,100	320,400	328,000	1,700	7,600
30	203,800	226,700	1,100	22,900	249,700	264,700	800	15,000	281,800	293,400	1,000	11,600	322,400	329,700	1,700	7,300
31	205,200	227,800	1,100	22,600	250,600	265,500	800	14,900	283,300	294,400	1,100	11,100	324,400	331,400	1,600	7,000
32	206,600	228,900	1,100	22,300	251,500	266,300	700	14,800	284,800	295,500	1,100	10,700	326,400	333,000	1,200	6,600
33	208,000	230,000	1,100	22,000	252,400	267,000	800	14,600	285,900	296,600	1,200	10,700	327,600	334,200	1,900	6,600
34	209,300	231,100	1,100	21,800	253,300	267,800	800	14,500	287,500	297,800	1,100	10,300	329,600	336,100	1,700	6,500
35	210,600	232,200	1,100	21,600	254,100	268,600	700	14,500	289,000	298,900	1,200	9,900	331,500	337,800	1,600	6,300
36	211,900	233,300	1,100	21,400	254,900	269,300	700	14,400	290,500	300,100	1,200	9,600	333,500	339,400	1,500	5,900
37	213,200	234,400	1,000	21,200	255,600	270,000	800	14,400	291,900	301,300	1,300	9,400	335,400	340,900	1,600	5,500
38	214,400	235,400	1,000	21,000	256,700	270,800	800	14,100	293,500	302,600	1,300	9,100	337,300	342,500	1,600	5,200
39	215,600	236,400	900	20,800	257,900	271,600	700	13,700	295,100	303,900	1,300	8,800	339,200	344,100	1,600	4,900
40	216,700	237,300	900	20,600	259,000	272,300	700	13,300	296,700	305,200	1,300	8,500	341,100	345,700	1,700	4,600
41	217,800	238,200	900	20,400	260,200	273,000	800	12,800	298,200	306,500	1,300	8,300	342,900	347,400	1,800	4,500
42	218,900	239,100	800	20,200	261,400	273,800	800	12,400	299,800	307,800	1,300	8,000	344,800	349,200	1,800	4,400
43	219,900	239,900	800	20,000	262,500	274,600	700	12,100	301,300	309,100	1,300	7,800	346,600	351,000	1,800	4,400
44	220,900	240,700	700	19,800	263,600	275,300	700	11,700	302,800	310,400	1,300	7,600	348,400	352,800	1,500	4,400

別紙 行政職給料表新旧対照表

号 給	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級		
	現行 給料月額	改定額 給料月額	引上額 間差	現行 給料月額	改定額 給料月額	引上額 間差	現行 給料月額	改定額 給料月額	引上額 間差	現行 給料月額	改定額 給料月額	引上額 間差	現行 給料月額	改定案 給料月額	引上額 間差
45	221,800	241,400	600 19,600	264,700	276,000	700 11,300	304,400	311,700	1,300 7,300	349,900	354,300	1,400 4,400	370,800	375,300	900 4,500
46	222,700	242,000	600 19,300	265,800	276,700	700 10,900	306,000	313,000	1,300 7,000	351,300	355,700	1,400 4,400	371,700	376,200	900 4,500
47	223,600	242,600	600 19,000	266,900	277,400	700 10,500	307,600	314,300	1,100 6,700	352,700	357,100	1,400 4,400	372,600	377,100	800 4,500
48	224,500	243,200	600 18,700	267,900	278,100	700 10,200	309,100	315,400	900 6,300	354,200	358,500	1,500 4,300	373,400	377,900	800 4,500
49	225,400	243,800	600 18,400	268,900	278,800	700 9,900	310,000	316,300	1,300 6,300	355,700	360,000	800 4,300	374,200	378,700	800 4,500
50	226,300	244,400	600 18,100	269,900	279,500	700 9,600	311,500	317,600	1,300 6,100	356,500	360,800	1,000 4,300	375,000	379,500	800 4,500
51	227,200	245,000	500 17,800	270,900	280,200	700 9,300	313,000	318,900	1,300 5,900	357,500	361,800	1,000 4,300	375,800	380,300	700 4,500
52	228,100	245,500	500 17,400	271,800	280,900	600 9,100	314,600	320,200	1,200 5,600	358,500	362,800	900 4,300	376,500	381,000	700 4,500
53	228,900	246,000	400 17,100	272,700	281,500	700 8,800	316,200	321,400	1,300 5,200	359,400	363,700	1,100 4,300	377,200	381,700	700 4,500
54	229,800	246,400	300 16,600	273,600	282,200	600 8,600	317,800	322,700	1,200 4,900	360,500	364,800	900 4,300	377,900	382,400	700 4,500
55	230,700	246,700	300 16,000	274,500	282,800	700 8,300	319,300	323,900	1,200 4,600	361,400	365,700	1,000 4,300	378,600	383,100	700 4,500
56	231,500	247,000	300 15,500	275,400	283,500	600 8,100	320,800	325,100	1,300 4,300	362,400	366,700	900 4,300	379,300	383,800	500 4,500
57	231,800	247,300	300 15,500	276,300	284,100	700 7,800	322,200	326,400	1,100 4,200	363,300	367,600	700 4,300	379,800	384,300	600 4,500
58	232,600	247,600	300 15,000	277,200	284,800	600 7,600	323,400	327,500	1,100 4,100	364,000	368,300	700 4,300	380,400	384,900	600 4,500
59	233,300	247,900	300 14,600	278,100	285,400	700 7,300	324,500	328,600	1,100 4,100	364,700	369,000	600 4,300	381,000	385,500	700 4,500
60	233,900	248,200	300 14,300	279,000	286,100	600 7,100	325,600	329,700	700 4,100	365,300	369,600	400 4,300	381,700	386,200	400 4,500
61	234,500	248,500	300 14,000	280,000	286,700	700 6,700	326,300	330,400	900 4,100	365,700	370,000	600 4,300	382,100	386,600	600 4,500
62	235,200	248,800	300 13,600	281,000	287,400	600 6,400	327,200	331,300	700 4,100	366,300	370,600	700 4,300	382,800	387,200	600 4,400
63	235,800	249,100	300 13,300	281,900	288,000	500 6,100	328,000	332,000	800 4,000	367,000	371,300	700 4,300	383,400	387,800	500 4,400
64	236,300	249,400	300 13,100	282,800	288,500	500 5,700	328,800	332,800	800 4,000	367,700	372,000	300 4,300	384,000	388,300	400 4,300
65	236,800	249,700	300 12,900	283,300	289,000	600 5,700	329,600	333,600	400 4,000	368,000	372,300	700 4,300	384,400	388,700	600 4,300
66	237,300	250,000	300 12,700	284,000	289,600	500 5,600	330,000	334,000	600 4,000	368,700	373,000	700 4,300	385,000	389,300	600 4,300
67	237,800	250,300	300 12,500	284,700	290,100	600 5,400	330,600	334,600	700 4,000	369,400	373,700	600 4,300	385,600	389,900	500 4,300
68	238,400	250,600	300 12,200	285,600	290,700	500 5,100	331,300	335,300	800 4,000	370,000	374,300	300 4,300	386,200	390,400	400 4,200
69	238,900	250,900	300 12,000	286,600	291,200	500 4,600	332,100	336,100	700 4,000	370,300	374,600	500 4,300	386,600	390,800	500 4,200
70	239,400	251,200	300 11,800	287,400	291,700	600 4,300	332,800	336,800	700 4,000	370,900	375,100	600 4,200	387,100	391,300	500 4,200
71	239,900	251,500	300 11,600	288,200	292,300	600 4,100	333,500	337,500	600 4,000	371,600	375,700	600 4,100	387,600	391,800	600 4,200
72	240,400	251,800	300 11,400	289,000	292,900	500 3,900	334,100	338,100	500 4,000	372,200	376,300	300 4,100	388,200	392,400	300 4,200
73	240,900	252,100	300 11,200	289,700	293,400	500 3,700	334,600	338,600	600 4,000	372,500	376,600	600 4,100	388,500	392,700	400 4,200
74	241,400	252,400	300 11,000	290,200	293,900	400 3,700	335,200	339,200	500 4,000	373,100	377,200	700 4,100	388,900	393,100	400 4,200
75	241,800	252,700	300 10,900	290,600	294,300	300 3,700	335,700	339,700	600 4,000	373,800	377,900	600 4,100	389,300	393,500	400 4,200
76	242,300	253,000	300 10,700	291,000	294,600	200 3,600	336,300	340,300	300 4,000	374,400	378,500	400 4,100	389,700	393,900	300 4,200
77	242,800	253,300	300 10,500	291,200	294,800	300 3,600	336,600	340,600	500 4,000	374,800	378,900	500 4,100	390,000	394,200	300 4,200
78	243,300	253,600	300 10,300	291,500	295,100	200 3,600	337,100	341,100	400 4,000	375,300	379,400	600 4,100	390,300	394,500	300 4,200
79	243,800	253,900	300 10,100	291,700	295,300	300 3,600	337,500	341,500	400 4,000	375,900	380,000	500 4,100	390,600	394,800	200 4,200
80	244,300	254,200	300 9,900	292,000	295,600	200 3,600	337,900	341,900	400 4,000	376,400	380,500	500 4,100	390,800	395,000	200 4,200
81	244,700	254,500	300 9,800	292,200	295,800	200 3,600	338,300	342,300	500 4,000	376,900	381,000	600 4,100	391,000	395,200	300 4,200
82	245,200	254,800	300 9,600	292,400	296,000	300 3,600	338,800	342,800	500 4,000	377,500	381,600	500 4,100	391,300	395,500	300 4,200
83	245,600	255,100	300 9,500	292,700	296,300	200 3,600	339,300	343,300	500 4,000	378,000	382,100	300 4,100	391,600	395,800	200 4,200
84	246,000	255,400	300 9,400	292,900	296,500	300 3,600	339,800	343,800	300 4,000	378,300	382,400	400 4,100	391,800	396,000	200 4,200
85	246,400	255,700	300 9,300	293,200	296,800	300 3,600	340,100	344,100	400 4,000	378,700	382,800	500 4,100	392,000	396,200	300 4,200
86	246,800	256,000	300 9,200	293,500	297,100	300 3,600	340,500	344,500	400 4,000	379,200	383,300	400 4,100	392,300	396,500	300 4,200
87	247,200	256,300	300 9,100	293,800	297,400	300 3,600	341,000	344,900	400 3,900	379,600	383,700	400 4,100	392,600	396,800	200 4,200
88	247,600	256,600	300 9,000	294,100	297,700	300 3,600	341,400	345,300	300 3,900	380,000	384,100	400 4,100	392,800	397,000	200 4,200

別紙 行政職給料表新旧対照表

号 給	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級						
	現行 給料月額	改定額 給料月額	引上額 間差	現行 給料月額	改定案 給料月額	引上額 間差													
89	248,000	256,900	300 8,900	294,400	298,000	300 3,600	341,700	345,600	400 3,900	380,400	384,500	500 4,100	393,000	397,200	300 4,200				
90	248,500	257,200	300 8,700	294,800	298,300	300 3,500	342,100	346,000	400 3,900	380,900	385,000	400 4,100	393,300	397,500	300 4,200				
91	248,800	257,500	300 8,700	295,100	298,600	400 3,500	342,600	346,400	400 3,800	381,300	385,400	400 4,100	393,600	397,800	200 4,200				
92	249,100	257,800	300 8,700	295,500	299,000	200 3,500	343,000	346,800	200 3,800	381,700	385,800	300 4,100	393,800	398,000	200 4,200				
93	249,400	258,100	0 8,700	295,700	299,200	200 3,500	343,200	347,000	400 3,800	382,000	386,100	0 4,100	394,000	398,200	0 4,200				
94				295,900	299,400	300 3,500	343,600	347,400	400 3,800										
95				296,200	299,700	400 3,500	344,100	347,800	400 3,700										
96				296,600	300,100	200 3,500	344,500	348,200	200 3,700										
97				296,800	300,300	300 3,500	344,700	348,400	400 3,700										
98				297,100	300,600	400 3,500	345,100	348,800	400 3,700										
99				297,500	301,000	400 3,500	345,500	349,200	300 3,700										
100				297,900	301,400	200 3,500	345,800	349,500	300 3,700										
101				298,100	301,600	300 3,500	346,100	349,800	400 3,700										
102				298,400	301,900	300 3,500	346,500	350,200	400 3,700										
103				298,800	302,200	300 3,400	346,900	350,600	400 3,700										
104				299,100	302,500	200 3,400	347,300	351,000	500 3,700										
105				299,300	302,700	300 3,400	347,800	351,500	400 3,700										
106				299,600	303,000	300 3,400	348,200	351,900	400 3,700										
107				300,000	303,300	300 3,300	348,600	352,300	400 3,700										
108				300,300	303,600	200 3,300	349,000	352,700	500 3,700										
109				300,500	303,800	400 3,300	349,500	353,200	400 3,700										
110				300,900	304,200	400 3,300	349,900	353,600	300 3,700										
111				301,300	304,600	300 3,300	350,200	353,900	300 3,700										
112				301,600	304,900	200 3,300	350,500	354,200	500 3,700										
113				301,800	305,100	200 3,300	351,000	354,700	0 3,700										
114				302,000	305,300	300 3,300													
115				302,300	305,600	400 3,300													
116				302,700	306,000	200 3,300													
117				302,900	306,200	200 3,300													
118				303,100	306,400	300 3,300													
119				303,400	306,700	300 3,300													
120				303,700	307,000	400 3,300													
121				304,100	307,400	200 3,300													
122				304,300	307,600	300 3,300													
123				304,600	307,900	300 3,300													
124				304,900	308,200	300 3,300													
125				305,200	308,500	0 3,300													
126																			
127																			
128																			
129																			
暫定再任用職員等	188,700	192,000	3,300	216,200	219,500		3,300	256,200	260,000		3,800	275,600	279,700		4,100	290,700	294,900		4,200

芦総人第1341-2号
令和6年11月12日

芦屋市職員労働組合

執行委員長 五島 慶太様

芦屋市長 高島 峻輔



令和6年12月期の期末・勤勉手当等について（回答）

2024年11月5日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり回答する。

記

1 令和6年12月期の期末・勤勉手当について

(1) 支給月数

ア 暫定再任用職員等以外の職員 期末手当 1.225月 勤勉手当 1.025月

イ 暫定再任用職員 期末手当 0.6875月 勤勉手当 0.4875月

(2) 支給基準及び支給日

別紙1及び別紙2のとおり

2 会計年度任用職員の期末手当について

別途提示する。

3 期末・勤勉手当の追加支給について

上記1の期末・勤勉手当の支給月数については、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に、次の支給月数に改定し、増加する月数分の期末・勤勉手当を追加支給する。

(1) 暫定再任用職員等以外の職員 期末手当 1.275月 勤勉手当 1.075月

(2) 暫定再任用職員等 期末手当 0.7125月 勤勉手当 0.5125月

4 令和7年度以降の6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給月数については次のとおりとする。

(1) 暫定再任用職員等以外の職員 期末手当 1.250月 勤勉手当 1.050月

(2) 暫定再任用職員等 期末手当 0.70月 勤勉手当 0.50月

以上

別紙 1

令和 6 年 1 月 1 日に在職する職員に支給する 期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員について、給与条例第 22 条及び第 22 条の 4、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第 20 条に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

ただし、暫定再任用職員等については、別に定める「令和 6 年 1 月 1 日に在職する暫定再任用職員等に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準」によるものとする。

1 支給対象者

期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員は、令和 6 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する支給制限を受けていない職員（基準日前 1 月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 2 に規定する職員以外の職員
- (4) 配偶者同行休業をしている職員

2 支給額

期末手当及び勤勉手当の支給額は、次の各号に掲げる算式により算出した額に、第 4 項及び第 5 項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 期末手当
$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 1.225$$
- (2) 勤勉手当
$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 1.025$$

(ただし、人事評価制度の実施に伴う評価結果に応じて補正する。)

3 支給基礎額

期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる支給基礎額は、基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（教職調整額を含む。）、扶養手当及び地域手当を基準として、次の各号に掲げる算式により算出した額とする。

- (1) 行政職給料表適用者
 - ア 職務の級が 5 級の職員

(給料月額 + 扶養手当 + 地域手当①)
+ (給料月額 + 地域手当②) × 0.13

イ 職務の級が 4 級の職員

(給料月額 + 扶養手当 + 地域手当①)
+ (給料月額 + 地域手当②) × 0.1

ウ 職務の級が 3 級の職員

(給料月額 + 扶養手当 + 地域手当①)
+ (給料月額 + 地域手当②) × 0.05

エ 職務の級が 2 級の職員及び 1 級の職員

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当①

(2) 教育職給料表 (二) 適用者

ア 職務の級が 2 級の職員のうち課長補佐の職にある職員

(給料月額 + 扶養手当 + 地域手当①)
+ (給料月額 + 地域手当②) × 0.13

イ 職務の級が 2 級の職員のうち係長及び主査の職にある職員

(給料月額 + 扶養手当 + 地域手当①)
+ (給料月額 + 地域手当②) × 0.10

ウ 職務の級が 2 級の職員のうち課長補佐、係長及び主査の職にある職員以外の職員
及び 1 級の職員

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当①

(3) 前各号に規定するもののうち、給料月額、扶養手当及び地域手当の額は、次のとおりとする。

ア 給料月額

基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（教職調整額を含む。）。ただし、第 1 号に規定するもののうち、芦屋市立認定こども園に係る給料月額の特例職員及び令和 6 年 4 月 1 日の号給切替えにおいて切替日の前日に受けた給料月額に達しない職員については、給料月額のほか、現給保障額との差額に相当する額とする。

イ 扶養手当

子については 10,000 円、その他の扶養親族はそれぞれ 6,500 円とする。

（特定期間内にある子がいる場合については、当該子 1 人につき 5,000 円を加算する。）

ウ 地域手当①

(給料月額 + 扶養手当) × 0.15

エ 地域手当②

給料月額 × 0.15

4 期末手当の支給割合

(1) 期末手当の支給割合は、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応

じて、次に掲げる割合とする。

ア	在職期間が 6 月の場合	1 0 0 %
イ	〃 5 月以上 6 月未満の場合	9 0 %
ウ	〃 4 月以上 5 月未満の場合	8 0 %
エ	〃 3 月以上 4 月未満の場合	6 5 %
オ	〃 2 月以上 3 月未満の場合	5 0 %
カ	〃 1 月以上 2 月未満の場合	3 5 %
キ	〃 1 月未満の場合	3 0 %
ク	〃 ない場合	0

- (2) 前号に規定する「在職期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とする。
- (3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間

- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が 2 以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が 1 か月以下である育児休業
- ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 か月以下である育児休業

イ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間の 2 分の 1 の期間

ウ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間

5 勤勉手当の支給割合

- (1) 勤勉手当の支給割合は、基準日以前 6 月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	勤務した期間が 6 月の場合	1 0 0 %
イ	〃 5 月以上 6 月未満の場合	9 0 %
ウ	〃 4 月以上 5 月未満の場合	8 0 %
エ	〃 3 月以上 4 月未満の場合	7 0 %
オ	〃 2 月以上 3 月未満の場合	6 0 %
カ	〃 1 月以上 2 月未満の場合	4 5 %
キ	〃 15 日以上 1 月未満の場合	3 0 %
ク	〃 15 日未満の場合	1 0 %
ケ	〃 ない場合	0

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける

職員として在職した期間とする。

(3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）
- イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間
 - ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
 - ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- エ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間
- オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
- カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
- ク 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その全期間

(4) 基準日以前6月以内の期間において給与条例第15条の規定により給与を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に給与を減額された日1日につき180分の1を乗じて得た額を減額した額とする。

6 支給日

期末手当及び勤勉手当の支給日は、令和6年12月10日（火）とする。

以上

別紙2

令和6年12月1日在職する暫定再任用職員等に 支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市職員の定年等に関する条例第12条並びに令和4年改正条例附則第4条及び6条の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員等」という。）について、給与条例第22条及び第22条の4、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第20条並びに芦屋市技能職員の給与に関する規則第11条の規定に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

1 支給対象者

期末手当及び勤勉手当の支給を受ける暫定再任用職員等は、令和6年12月1日（以下「基準日」という。）に在職する支給制限を受けていない職員（基準日前1月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者

2 支給額

期末手当及び勤勉手当の支給額は、次の各号に掲げる算式により算出した額に、第4項及び第5項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 期末手当
支給額＝支給基礎額×0.6875
- (2) 勤勉手当
支給額＝支給基礎額×0.4875

3 支給基礎額

期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる支給基礎額は、基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（教職調整額を含む。）及び地域手当を基準として、次に掲げる算式により算出した額とする。

- (1) 暫定再任用職員等
 - ア 職務の級が4級及び3級の職員
(給料月額+地域手当)+ (給料月額+地域手当) × 0.10
 - イ 職務の級が2級の職員
給料月額+地域手当

(2) 給料月額及び地域手当の額は、次のとおりとする。

ア 給料月額

基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）の給料月額。

イ 地域手当

給料月額×0.15

4 期末手当の支給割合

(1) 期末手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア 在職期間が6月の場合	100%
イ " 5月以上6月末満の場合	90%
ウ " 4月以上5月末満の場合	80%
エ " 3月以上4月末満の場合	65%
オ " 2月以上3月末満の場合	50%
カ " 1月以上2月末満の場合	35%
キ " 1月末満の場合	30%
ク " ない場合	0

(2) 前号に規定する「在職期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とし、定年退職前の「在職期間」は、通算する。

(3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間の2分の1の期間

ウ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

5 勤勉手当の支給割合

(1) 勤勉手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	勤務した期間が 6 月の場合	100 %
イ	〃 5 月以上 6 月未満の場合	90 %
ウ	〃 4 月以上 5 月未満の場合	80 %
エ	〃 3 月以上 4 月未満の場合	70 %
オ	〃 2 月以上 3 月未満の場合	60 %
カ	〃 1 月以上 2 月未満の場合	45 %
キ	〃 15 日以上 1 月未満の場合	30 %
ク	〃 15 日未満の場合	10 %
ケ	〃 ない場合	0

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とし、定年退職前の「勤務した期間」は、通算する。
- (3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）
 - イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が 30 日に 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間
 - ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が 2 以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が 1 か月以下である育児休業
 - ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 か月以下である育児休業
 - エ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間
 - オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日に 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を 1 日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
 - カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が 30 日に 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日に 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を 1 日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
 - ク 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その全期間

(4) 基準日以前 6 月以内の期間において給与条例第15条の規定により給与を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に給与を減額された日 1 日につき 180 分の 1 に 38.75 を 1 週間当たりの勤務時間で除した割合を乗じて得た割合を乗じて得た額を減額した額とする。

6 支給日

期末手当及び勤勉手当の支給日は、令和 6 年 12 月 10 日（火）とする。

以 上